

「NCR 粉飾売上げ強要・不当解雇事件」に対する組合声明

汚名を着せられたままでは、子供に説明できない

JMIU エヌシーアール支部組合員 6 名は、本日東京地裁に「地位保全仮処分」の申し立てを行いました。

日本 NCR 株式会社は、POS レジや銀行 ATM 等の付属品販売部門（コンシューマブル・ソリューション本部、略称 CMS）の全営業マンに対し、本部長はじめ各営業部長が「実績をつくらないと首になるぞ！」「今後リストラが起こるぞ！」等の脅しをかけ、08 年度決算処理のために「売上計上の水増し」を業務として指示し、今度は「不正を働いた」といいがかりをつけて不当に解雇しました。会社は「懲戒解雇」と主張していますが、当該の労働者は、会社の業務指示に従っただけです。このように、本件は、「懲戒」の名を借りたりストラ的な解雇であり、労働契約法 16 条に違反する不法行為です。

6 名の原告は「生活と雇用を守りたい、会社の指示・命令で無理やり不正をやらされ、このままでは子供に説明できない」と組合に加入し、不当な解雇を撤回させるためにたたかいに立ち上がりました。この間組合は、「雇用の継続」を求め、粘り強く会社と交渉してきました。しかし会社は、「米国本社が、不正に関与したものは全員首を切れ」と言うとして、組合の要求をまったく無視し、質問にもまともに答えられないなど不誠実な対応に終始してきました。

そもそも会社の行った売上の粉飾は、一営業マンが自己の利益のためにおこなったものではなく、会社方針にもとづく組織的行為です。それは、会社の常勤監査役は同部門出身者であり、過去から売上の粉飾が継続的に行われていたことを知りえる立場にあったにもかかわらず、これまでまったく問題にしてこなかったことや、過去に労働組合が団体交渉において「売上の粉飾」について指摘をしたにもかかわらず、会社はなんらの対処も行っただけでこなかったことから明らかです。

組合は、不正を生む土壌は何か、今後不正を生まないためにどのようにするのか、また何故、日本独自の調査で不正を発見することや防ぐことが出来ず、米国本社の調査で発見されたのか、まず企業としての責任が明らかにされるべきだと考えます。

日本 NCR は、この 20 年近くリストラを繰り返し、当時 4000 名いた社員はいまや、800 名を切ろうとしています。

組合は、繰り返されるリストラが社員への雇用に対する不安やキャリア採用の弊害を生み、また過度な業績追求が、年俸制という成果主義賃金の中での年俸ダウン・降格・職種変更・転勤等の不安とあいまって、不正を生みやすい企業風土を醸成していないか、十分な検証が必要と考えます。

最後に JMIU エヌシーアール支部は、今後とも働くものの生活と雇用を守るため奮闘することを、ここに改めて表明するものです。

2009年7月17日

全日本金属情報機器労働組合（JMIU）

同 東京地方本部

同 エヌシーアール支部

「NCR 粉飾売上げ強要・不当解雇事件」裁判弁護団